

会社法施行規則改正案に関する意見

平成 26 年 12 月 22 日
一般社団法人監査懇話会

会社法改正に伴う会社法施行規則改正案（以下「改正案」といいます。）に関して意見募集がありましたので、監査役（監査委員を含む。）及び同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として、「意見」を申し述べさせていただきます。

1 監査の実効性の確保・向上に資するための意見（提案）

（1）「常勤の監査役の選定の有無及びその理由」を事業報告の記載事項とする

<理由等>

- a 平成 26 年改正会社法により監査等委員会設置会社が機関設計の一つとして選択可能となりましたが、常勤の監査等委員の選定が義務付けられていません。
当会に限らず多くの監査役は、監査等委員会設置会社において常勤の監査等委員が選定されない場合、「業務の適正を確保するための体制」（以下「内部統制システム」といいます。）の運用状況により、監査役会設置会社と比べ必要とされる監査の質・量とも劣化する監査体制になるおそれがあると懸念しています。
- b その点に関し、改正案 121 条十号において、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社について、「常勤の監査等委員」又は「常勤の監査委員」の「選定の有無及びその理由」が事業報告の記載事項とされており、これらの会社において、常勤の委員を選定することに何らかのインセンティブが働きうると想定され、意義のある規定と考えています。
- c しかし、「常勤の委員の選定の有無及びその理由」を事業報告の記載事項とする規定は、公開会社の特則（改正案 121 条十号）に置かれています。これらの会社は、公開会社でない場合もあることから会社法施行規則 118 条に規定する必要があると考えます。
- d 他方で、平成 26 年改正会社法の施行を前にして、監査役の社外要件の厳格化などの影響もあり、監査役会設置会社から監査役設置会社に機関設計の変更を検討している会社が多く見られます（公開会社でない場合）。その際、常勤の監査役の選定も併せてやめる動きもあり、監査体制・監査レベルの大幅な低下が懸念されます。監査の実効性を確保し、監査体制を整備するためには、常勤の監査役の選定が極めて重要です。
- e 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）の大会社について会社法施行規則 118 条に、「常勤の監査役の選定の有無及びその理由」を事業報告の記載事項として規定していただくよう要請いたします。

このことにより、①常勤の監査役の選定につき、何らかのインセンティブが働き、監査の実効性の確保、監査体制及び監査レベルの維持・向上に資することができるとともに、②株主に対し、監査体制の整備状況を評価できる有用な情報提供ができることとなります。

(2)「監査役の補助使用人の有無」を事業報告の記載事項とする

<理由等>

- a 改正案では、監査役の補助使用人に関し、現行の「独立性に関する事項」に加え、「指示の実効性の確保に関する事項」が内部統制システムの決議事項として追加されました。その点は、監査の実効性確保・向上に資するものとして評価したいと思います。
- b その一方で、監査役の補助使用人については、「監査等委員会設置会社」や「指名委員会等設置会社」と異なり、「監査役が置くことを求めた場合」という限定付きの規定となっており、内部統制システムの決議が義務付けられている大会社においても補助使用人を置いていない会社が多くあるのが現状です。

日本監査役協会のアンケート調査結果によれば、監査役設置会社では大会社でも47%の設置率にとどまり、大会社以外では25%という極めて低い率となっています。

- c それぞれの会社の業種、規模や事業所数などの条件に応じ補助使用人が必要な状況は異なりますが、監査役が必要と判断する場合において、諸事情から補助使用人を求めることが難しい会社、又は求めても設置できていない会社があります。

補助使用人は、会社の規模や実情に応じ、必ずしも専任者である必要はなく、他の業務との兼任者でもかまいませんが、補助使用人を有効に活用することにより監査の質・量ともに大きく向上することが可能となります。

- d 会社法施行規則 118 条に、「監査役設置会社の補助使用人の有無」を事業報告の記載事項として規定していただくよう要請いたします。

このことにより、①監査役設置会社における補助使用人の設置につき、何らかのインセンティブが働くとともに、②株主に対し、監査体制の充実度合いを判断できる有用な情報提供ができることとなります。

(3)「内部監査部門又は内部統制部門が監査役と連携することに関する事項」を内部統制システムの決議事項とする

<理由等>

- a 監査役の監査を充実させ、一層実効性・効率性を向上させるためには、内部監査部門又は内部統制部門（以下「内部監査部門等」といいます。）との連携が重要です。しかし、そのための制度的な仕組みが十分整備されていません。

現行法では、監査役は取締役や使用人に対し、事業の報告を求める権限を有し（会

社法 381 条 2 項)、意思疎通や情報収集に努めねばならないとされ、取締役(会)はその整備に留意するとされています(会社法施行規則 105 条 2 項)。また内部統制システムにおいては、取締役及び使用人の監査役への報告体制の整備が決議内容になります(会社法施行規則 98 条 4 項三号、100 条 3 項三号)。これらの中に、内部監査部門等からの報告や情報収集等が含まれるものと理解しています。

しかし、内部監査は会社法で定められた法定監査でないこともあり、内部監査部門等と監査役の連携は明示的なものになっておらず、不十分な規定です。

- b 独立した監査機関である監査役と業務執行部門の一部である内部監査部門等とは、主たる監査対象や組織的位置付けの違いはあっても、会社の健全かつ持続的なガバナンス確保のための監査という役割は共通しています。

大会社等に会社法及び金融商品取引法によって内部統制システムの体制整備が義務付けられたのに伴い、監査役と内部監査部門等の連携の重要性はますます大きくなり、その具体的態様も多様化してきています。一方的に報告を受けるだけでなく、双方向での情報共有や監査結果の報告、監査計画の共有と調整、さらに監査役からの調査要請及びそれへの対応、提携しての調査の実施など幅広い協力関係が必要となっています。

- c 会社として、それぞれの統制環境に対応した内部監査部門等と監査役との連携に関する方針を定め、体制の整備に努めることにより、この連携をより確かなものにするのが求められています。そこで、「内部監査部門又は内部統制部門が監査役と連携することに関する事項」を内部統制システムの決議事項に加えていただくよう要請いたします。

- d また、内部監査部門等と監査役との連携体制を整備することは、監査役設置会社だけに必要なことではありません。

常勤の委員が義務付けられていない監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社における監査等委員会及び監査委員会と内部監査部門等との連携(又は指示・命令)はより一層重要な事項であり、その実効性を確保するため、内部統制システムの決議事項とする必要があると考えます。

2 「社外取締役による監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決議事項とする

<理由等>

- a 平成 26 年改正会社法の施行後は、監査役会設置会社で公開・大会社・有価証券報告書提出義務のある会社が社外取締役を置いてない場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明・開示が求められるなど、これらの会社では、社外取締役の選任が事実上義務付けられたともいえる状況となっています。

b 社外取締役は業務執行をしないことからすれば、通常、非常勤であり、社内の情報を入手する方法・手段を持ちません。このような状況では、社外取締役に期待される「取締役会の業務執行者に対する監督機能の強化」という役割を十分に果たすことはできません。

非常勤の社外取締役が、期待される機能・役割を十全に果たすためには、情報の確保等が不可欠であるにもかかわらず、そのための必要な体制の整備について、特段の規定がありません。

c 監査役設置会社における「社外取締役の監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決議事項とし、経営者は、その実効性確保のための体制をしかるべく整備・運用することが必要です。

具体的な体制は、会社の実情に応じて、整備・運用することとなりますが、社外取締役を選任するすべての会社に必要なのは、社外取締役が社内情報を適時・適切に取得できる体制が整備され、それがしかるべく運用されることです。

d その点では、業務を執行しない役員であるという共通の性格を有し、事業の報告聴取権や業務・財産の調査権を持つ監査役との情報交換（例えば、会社の健全性に関する事項、会社の経営課題や経営リスクに関する事項などの意見交換）を行うことは、社外取締役にとって非常に有用です。

また、社外取締役が、他の取締役及び使用人から必要とする情報を入手できる仕組みが整備されることも必要です。

e 「社外取締役の監督の実効性を確保するための体制」として、次の事項（例示）を決議事項とすることが必要と考えます。

イ 社外取締役が、監査役と情報交換を行うことを確保するための体制

ロ 社外取締役が、他の取締役及び使用人から会社の重要情報の報告を受けることを確保するための体制

以 上